

平成29年9月11日

大台町議会議長 大西慶治様

議会活性化、議会議員の定数及び報酬に関する調査特別委員会  
委員長 中西康雄

## 特別委員会調査報告書

本委員会において調査した事件について、調査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

1. 調査事件 議会の活性化や適正な議員の定数・議員報酬について
2. 調査の経過と概要 別紙のとおり

議会活性化、議会議員の定数及び報酬に関する  
調査報告書

平成 29 年 9 月

議会活性化、議会議員の定数及び報酬に関する調査特別委員会

## 1. 調査の目的

議会には、町民の声を十分に町政に反映し、二元代表制の下で、政策立案、議決及び行政に対する監視機能を果たすなどの重要な役割がある。

大台町議会では、分権と自治の時代にふさわしい議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本にした住みやすいまちづくりの実現に寄与することを目的として、平成25年度に「大台町議会基本条例」を制定し、議会改革に取り組んでいるところであり、その取り組みを今後も継続して検討し、議会の活性化を図ることが必要である。

また、議員の定数は、議会制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすためには、一定の議員数は確保しなければならないと考える。一方で、議員報酬は、県下15町の中で一番低い額であり、このような状況から、今後若い世代や女性が議会に参加できる環境づくりが重要であると考えている。

これらを踏まえて、議会の活性化や適正な議員の定数・議員報酬について、調査検討を行った。

## 2. 調査の経過

平成29年3月6日に設置された本委員会は、議長を除く全議員で構成され、約6か月にわたり、議員の定数及び報酬について、県内各町の人口及び面積の比較、議員定数と報酬の比較、議員の職務と職責等の論点で議論を行ってきた。

なお、現在の議会議員の任期は、平成30年2月11日までであり、改選の時期を考慮し、9月までに結論を出すことを目指して委員会を開催してきた。

また、議論を深めるために町民の皆様から意見募集を行い、ご意見を踏まえてさらに協議を重ね、次の結論に至った。

- 議員の定数を2人削減し、11人とする。
- 議員報酬については、町長に大台町特別職報酬等審議会への諮問と、その答申を踏まえた議員報酬の改定について検討を依頼する。

以上により、本委員会の発議により「大台町議会議員の定数を定める条例の一部改正について」の議案を平成29年第3回定例会に提出した。

また、「大台町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」の議案が町長から提出されている。

○委員会の開催等

	開催日	主な内容
第1回委員会	平成29年3月6日(月)	正副委員長の互選
第2回委員会	平成29年4月18日(火)	調査事項の抽出と今後の予定について協議
第3回委員会	平成29年5月8日(月)	意見交換・協議
第4回委員会	平成29年5月26日(金)	意見交換・協議／町民のご意見の募集方法・期間等について協議
意見の募集	平成29年6月5日(月)～6月30日(金) (各戸配布・ホームページ・報道機関等による募集の周知)	
第5回委員会	平成29年7月6日(木)	町民のご意見を踏まえての意見交換・協議
第6回委員会	平成29年7月20日(木)	各委員の意見集約と委員会としての結論の決定
第7回委員会	平成29年8月23日(水)	定数条例と委員会条例の一部改正の発議について協議
第8回委員会	平成29年9月11日(月)	委員会報告の内容について協議

3. おわりに

本委員会では、大台町にとって議会議員の定数、報酬はどうあるべきかについて意見交換と協議を進めてきたが、議会活性化の議論は、今後も町民とともに継続的に取り組んでいかななくてはならない。

議論の過程でいただいた町民の皆様からのご意見を重く受け止め、議会のさらなる活性化に努め、議会の機能を十分に発揮し、町民の声に答えていくことが議会に与えられた重要な責務であると考えている。